

第 345 回(令和元年9月)定例会

会派提案意見書案

令和元年 10 月 3 日

番号	件名	提出 会派
意 1	避難所における生活環境の向上に係る対策を求める意見書	自民
意 2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間の延長を求める意見書	自民
意 3	公職選挙法の改正を求める意見書	県民
意 4	太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書	公明
意 5	あおり運転を厳罰化するための法改正等を求める意見書	公明
意 6	インバウンドを地方創生の柱とする観光振興策の強化を求める意見書	維新
意 7	瀬戸内海を豊かな海によみがえらせる取組の強化を求める意見書	維新
意 8	精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書	共産
意 9	保育における副食費の無償化を求める意見書	共産

(自由民主党)

意見書案 第 号

避難所における生活環境の向上に係る対策を求  
める意見書

近年、局地的豪雨や巨大台風の発生により、毎年のように大規模な災害が発生し、少なからぬ数の住民が避難所生活を余儀なくされている。加えて、迫り来る南海トラフ巨大地震では、断水の影響を受けて1週間後に最大で約880万人の避難者が発生し、避難所への避難者は1週間後に最大で約460万人と想定されている。

こうした状況にある中、ストレスによる身体の異常や不衛生な環境による体調の悪化等による災害関連死は依然として多く、特に、災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。

現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要であり、かつ短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備しておくことも必要である。しかし、建築基準法上、仮設建築物について一定の制限のもと、適用除外になるほかは、下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定され、他の方法を用いることができない。

また、避難所生活でのストレス軽減に資する災害情報等の効果的な受発信のため、固定電話や携帯電話がふくそう等のために利用できない場合であっても利用可能なWi-Fi環境が不可欠となっているが、一律にその整備が進んでいるとは言えない状況である。

よって、国におかれては、避難所における生活環境の向上を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 長期にわたり水道や電力の供給が停止した場合においてもトイレ等の生活設備が利用可能となる、井戸水を活用し、電力源をプロパンガスとする合併処理浄化槽の普及に向けた財政措置を講ずること。
- 2 指定避難所におけるWi-Fi整備にかかる緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業等の事業期間の延長を求める意見書

全国の地方公共団体では、平成 30 年度から令和 2 年度にかけ、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を積極的に活用し、南海トラフ地震や頻発する豪雨災害等に備えた早期の取組を行うことが可能となった。

しかし、地方公共団体においては、住民の生命及び財産を守るために、津波防災対策や山地防災・土砂災害対策、高潮対策など、令和 3 年度以降にも引き続き取り組むべき事業が数多くある。

よって、国におかれては、地方公共団体が緊急対策期間後も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業（国補助事業）及び緊急自然災害防止対策事業（県単独事業）の事業期間を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

### 公職選挙法の改正を求める意見書

民主主義の基本である公職の選挙は、有権者の意思を政治に正しく反映させる重要な役割を担っており、公正かつ適正に行われる必要がある。

しかしながら、今年4月に実施された兵庫県議会議員の選挙を含む複数の地方議会議員選挙において、住所要件を満たしていない者の立候補の届出を選挙管理委員会が受理する事例が発生した。

地方議会議員の被選挙権における住所要件は、地域の代表として地域の問題を把握し、住民意思を正しく議会に反映させるためには必要なものであるが、立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時に容易に住所が確認できない状況にあり、候補者から必要書類を形式的に不備なく提出された場合、住所要件を満たしていても受理せざるを得ない状況にある。

また、立候補届受理後、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として扱われ、結果として多くの民意が失われることとなる。

近年、投票率は低下傾向にあり、今年の統一地方選挙においても多くの地域で平均投票率が過去最低になるなど、その低下に歯止めがかかっていない。そのような中、投票したにも関わらず、有権者には全く責任のない問題で無効投票となることは、選挙に対する有権者の信頼をさらに失いかねない大きな問題である。

よって、国におかれては、住所要件を満たさず被選挙権がない者からの立候補を抑止するため、立候補届に必要な添付書類に住所要件を満たしていることを証明する公的文書を義務づけるとともに、立候補者に住所等の届出内容が真実である旨の宣誓書を提出させ、違反した者には選挙犯罪等による失権者と同様の罰則を定めるよう公職選挙法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める  
意見書

パリ協定の枠組みの下、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

よって、国におかれては、今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進するため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を発電事業者が義務付けるとともに、その具体的な手続きを事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 2 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
- 3 発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

あおり運転を厳罰化するための法改正等を求める意見書

平成 29 年 6 月、東名高速道路において、いわゆるあおり運転に起因する死亡事故が発生したことを皮切りに、あおり運転に起因する事故が続発しており、さらに本年 9 月には、あおり運転をしながら、走行中の車にエアガンを発射したとして、県内の男性が器物損壊容疑で逮捕される事件が発生するなど、あおり運転は大きな社会問題となっている。

現状の道路交通法では、あおり運転の定義は存在せず、警察があおり運転の取り締まりを行う際には、車間距離保持義務違反を適用したり、場合によっては暴行罪や傷害罪などのより罰則の重い刑法を適用するなど、あらゆる法令を適用して対処しているのが実情である。

しかし、平成 30 年の車間距離保持義務違反の取り締まり件数は、前年の約 1.8 倍に当たる 1 万 3,025 件となるなど、あおり運転につながる危険な運転が未だに多く発生しており、あおり運転による重大な事故発生の危険性が高い状況にある。

こうした事態に対処するためにも、あおり運転自体を処罰する規定を創設するなど、あおり運転を厳罰化するとともに、取り締まりや啓発活動を強化し、あおり運転を根絶する必要がある。

よって、国におかれては、あおり運転を厳罰化するための法改正等の措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

インバウンドを地方創生の柱とする観光振興策の強化を  
求める意見書

世界全体の国際観光客数は近年増加し続け、2030年には18億人になると予測されている。我が国の観光立国に向けた取組も成果が現れつつあり、2018年には訪日客数が3,000万人を超え、過去最高を記録した。

一方で、訪日外国人観光客の多くは大都市圏及び特定有名観光地等に集中している。今後、観光の特定地域への偏りを是正すべく地域分散型を推進し、併せて交流人口の拡大を図り、全国各地に訪日外国人観光客増加の効果を波及させていくには、現状のような各県個別の施策だけでなく、政府主導での諸施策実施が欠かせない。

よって、国におかれては、東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2021関西、大阪・関西万博、IRをはじめとする大規模イベントの開催を好機として捉えることが地方創生の観点からも重要であることから、下記事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 公的インフラ・施設を活用した観光拠点の整備（公園整備等の推進）
- 2 長期滞在の促進に向けた日本各地の連携強化（広域観光周遊ルート、地域間連携）
- 3 中小企業における観光需要の獲得（多言語対応、決済環境、免税制度利便性向上等）
- 4 ホテル等宿泊施設拡充のための業者への不動産取得税等優遇措置
- 5 地方が持つ地域独自の日本らしさを謳った地域横断観光プロモーションの展開
- 6 観光危機管理体制の強化と外国人患者受入体制の充実（自然災害、テロ等）
- 7 偏った国ではなく幅広い国からの誘客を推進できるよう、機敏に発着枠を配分できるような柔軟な空港政策の展開

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

瀬戸内海を豊かな海によみがえらせる取組の強化を求め  
る意見書

瀬戸内海は、古くから風光明媚な景勝地であり、豊かな漁場でもあるという恵まれた自然環境下にあった。しかし、高度経済成長に伴い、瀬戸内海周辺には産業や人口が集中したため、水質汚濁が急激に悪化し、さらには埋め立てや護岸工事等によって、海洋生物の産卵、育成の場となる藻場や干潟の多くが消失した。その後、瀬戸内海環境保全特別措置法が制定されたことで水質改善は進んだが、ダムや堰堤等によって、栄養を豊富に含んだ水や生物生息環境に必要となる砂が供給されにくくなるなどし、失われた藻場や干潟など浅場環境の劣化が進行した。また、貧栄養化が進行し、ノリの色落ちや漁獲量の減少が大きな問題となっている。

このような状況が進行したことを考慮すると、従来からの赤潮の発生は抑えつつ水質改善を推進するとともに、海域ごとの栄養塩の適正管理を実現することが必要と考える。

また、こうした取組を通じ、かつてのような漁業生産を支えた生物多様性と生物生産性の向上を図るとともに、瀬戸内海の漁業・養殖業再生のための積極的な産業支援に努め、貴重な自然環境と海洋資源の宝庫としての瀬戸内海からの恵みを享受できるよう、豊かな瀬戸内海の再生に向けた、一層の取組強化が必要と考える。

瀬戸内海は、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものである。

よって、国におかれては、国民的財産である瀬戸内海を豊かな海によみがえらせるとともに、瀬戸内沿岸漁業が持続可能な繁栄を享受できるよう、豊かな海づくりのための栄養塩の適正管理、海水の温暖化防止対策、海ごみ対策等を実施され、瀬戸内海の保全を一層推し進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



(日本共産党)

意見書案 第 号

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を  
求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

全国的な傾向だが、兵庫県でも平成 29 年度末から平成 30 年度末にかけて精神障害者の手帳所持者は 4 万 3,179 人から 4 万 8,044 人へと急速に増え、そのニーズもより増している。

よって、国におかれては、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障害者も、身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

### 保育における副食費の無償化を求める意見書

10月から、幼児教育・保育の一部無償化事業がはじまったが、これまで保育料の一部として徴収されていた3～5歳児の副食費は、第三子以降など、これまで国基準で保育料を減免されていた方、年収360万円未満相当の世帯を除いて、実費徴収されることになっている。保護者や保育士などから、「無償化といいながら、なぜ副食費を徴収するのか」「副食費の徴収業務は、保育園にも保護者にも新たな負担となる」などの声があがっている。

乳幼児の給食は、“食育”であり、保育の一環として切り離すことはできない。保育料の無償化にあたり、副食費も無償化の対象とするべきである。

全国では、100を超える自治体が、副食費の無償化方針を打ち出している。秋田県は、幼児教育・保育の一部無償化にあわせて、県と市町村が共同事業を立ち上げ、市町村が独自に上乘せすることにより、過半数の自治体が副食費を無料にする。兵庫県下でも、明石市、高砂市、加西市、三木市、朝来市は、10月から副食費無償化を決めている。しかし、副食費無償化を決めている自治体は、一部に留まり、自治体ごとの格差を生むことになる。

国が、副食費無償化の措置を行えば、自治体ごとの格差がなくなり、独自に措置をしている市町は、更なる保育・子ども支援策を充実させることができる。

よって、国におかれては、保育の一環としてのすべての子どもの副食費を無償化して、財政措置を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。